

(K1) 土木学会フェロー制度に関する規程

平成6年3月18日	制 定
平成9年11月27日	一部改正
平成13年4月20日	〃
平成16年4月23日	〃
平成18年4月21日	〃
平成21年3月19日	〃
平成23年11月18日	〃
平成25年1月18日	〃

(目的)

第1条 土木分野の見識に優れ、責任ある立場で長年にわたり指導的役割を果たし、学会の重要な活動に従事するなど社会に貢献してきた正会員に対し、その能力と業績を評価してフェロー会員として認定し、もって学会の今後の一層の活性化と、会員の国際的活動の推進のため主導的役割を果たすことを目的とする。

(申請資格)

第2条 フェロー申請の資格は原則として次の各号のいずれかに該当する正会員とする。ただし、土木学会長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 土木分野において責任ある立場でおおむね10年以上業務を遂行してきた正会員で、会員としての経歴が原則として20年以上の者。
- (2) 上記(1)の条件に満たなくとも、以下のいずれかに該当する場合。
 - 1) 土木学会において重要な任に着いた経験のある正会員。
 - 2) 国内外において土木技術に関する顕著な活動・貢献をなした正会員。
- (3) 上記(2)に相当する実績を有するなど土木学会への貢献の顕著な外国籍の正会員。

(申請)

第3条 第2条(1)に該当する者はフェロー会員1名の推薦を得て所定の申請書を本会に提出する。

2 第2条(2)、(3)に該当する者はフェロー会員1名の推薦を得て申請資格に該当する証明書類を所定の申請書とともに本会に提出する。

(審査)

第4条 フェロー会員を選考するために審査委員会を置く。フェロー審査委員会は本人の申請および1名の推薦者の推薦理由・業績などに関わる証明書類、土木学会長の推薦、のいずれかに基づいて審査し、その結果を理事会に報告する。

(認定)

第5条 理事会はフェロー審査委員会の報告を受けてフェロー会員と認定し、会長は土木学会フェロー会員認定書を交付する。

2 ただし、フェロー会員は会員の能力と業績を評価して認定するものであり、認定後は原則としてフェローのみの辞退は認められない。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則 (平成6年3月18日 理事会議決) この規程は、平成6年3月18日から施行する。

附則 (平成9年11月27日 理事会議決) この変更規程は、平成9年11月27日から施行する。

附則	(平成13年4月20日)	理事会議決	この変更規程は、平成13年4月20日から施行する。
附則	(平成16年4月23日)	理事会議決	この変更規程は、平成16年4月23日から施行する。
附則	(平成18年4月21日)	理事会議決	この変更規程は、平成18年4月21日から施行する。
附則	(平成21年3月19日)	理事会議決	この変更規程は、平成21年3月19日から施行する。
附則	(平成23年11月18日)	理事会議決	この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。
附則	(平成25年1月18日)	理事会議決	この変更規程は、平成25年1月18日から施行する。